

政府は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、令和7年末を目途に、第6次男女共同参画基本計画を策定予定。

第5次男女共同参画基本計画	第6次男女共同参画基本計画
I あらゆる分野における女性の参画拡大	I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第3分野 地域における男女共同参画の推進	第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進	第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
	第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
	第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
II 安全・安心な暮らしの実現	第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	
第7分野 生涯を通じた健康支援	II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
	第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

参考資料：第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)